

「地域における子ども支援ハンドブック（仮称）」の骨子案について

1 作成目的

地域において、支援を必要とする子どもと保護者が、いずれの機関で把握されても総合的な支援が受けられる仕組みづくりを促進するため、支援を必要とする子どもとその保護者の掘り起こしの手段となる子どもの居場所づくりの運営方法と、地域における相談支援機関のネットワークづくりに関する情報を掲載するハンドブックを作成する。

2 配布対象者

子どもの居場所づくりに取り組む、または取り組むことを予定している団体（個人）、相談支援機関、学校関係者、市町村（福祉部門、教育部門）等

3 骨子案

（1）青森県子どもの生活実態調査の結果（抜粋）

調査結果全体の概要のほか、特に、困窮家庭においては、①困った時や悩みがある時に相談する相手がいないと回答した保護者が11.0%いたこと、②子ども食堂や学習支援などの子どもの居場所の利用意向が高い結果であったことを記載

（2）子どもの居場所づくりの運営方法など

子どもの居場所（子ども食堂、学習支援等）を立ち上げて運営していくために必要となることについて記載

（資金、場所、食材（フードバンク等）の調達、ボランティア確保、広報、衛生管理等）

（3）子どもの居場所の実践活動事例

県内で活動している団体の活用内容を紹介

（4）地域における相談支援機関のネットワークづくり

ネットワークづくりの好事例（三沢市の要保護児童対策地域協議会の事例等）の紹介
青森県地域の子ども支援ネットワーク会議で出された意見を紹介

（5）子ども支援の相談窓口一覧

4 スケジュール

令和元年12月	第3回会議においてハンドブック案について最終意見交換
令和2年1月～3月	ハンドブックを印刷し配布